

第1章 計画の策定にあたって

1 スポーツの意義と役割

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっています。また、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、スポーツは、青少年の健全育成、地域社会の再生、健康で活力に満ちた長寿社会の実現、社会・経済の活力の創造、国際的な交流・貢献など、市民生活において多面にわたる意義と役割が期待されています。（「スポーツ基本法」（平成23年法律第78号）参照）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人命が奪われ、現在においても復興が課題となっていますが、被災地でのスポーツを通じた取り組みは地域社会における絆を結び、スポーツ大会での地元選手の活躍は社会に勇気や感動を与え、元気づける大きな力ともなっております。

本市においても、このようなスポーツの果たす意義と役割を確認した上で、多くの市民が、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも継続してスポーツを楽しみ、感動を分かち合い、お互いに結びつき、ささえ合い、スポーツを通じて健康と活力を育み、交流できるまちの実現を目指し、また、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現していくために、本市の特長を活かしたスポーツの推進計画を策定するものです。

2 趣 旨

国においては、平成 23 年に「スポーツ振興法」を全面的に改正し、新たに制定された「スポーツ基本法」に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る重要な指針として、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」を策定し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ政策を推進していく基本方向を示しました。また、平成 25 年 9 月には、2020 年（平成 32 年）東京都において、オリンピック・パラリンピックの開催が決定されました。

福島県においては、「福島県スポーツ推進基本計画」を平成 25 年 5 月に策定し、県内スポーツ振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本目標及び施策の方向を示したところです。

本市においては、平成 6 年に「健康スポーツ都市宣言（※1）」を行って以来、平成 15 年 3 月に策定した「会津若松市スポーツ振興基本計画」、平成 20 年 3 月に第二次計画に改定し、健康増進とスポーツ・レクリエーションの在り方を基本目標としながら、様々なスポーツ振興の施策を進めてきました。

平成 24 年度に会津総合運動公園整備事業の完了に伴い、平成 25 年度よりあいづ陸上競技場において鶴ヶ城ハーフマラソン大会の実施やプロスポーツ観戦などスポーツ交流人口の拡大が図られるとともに、スポーツ施設環境の整備が充実したところです。

スポーツ基本法が制定されたこと、及び東日本大震災・原発事故後の本市を取り巻く風評被害やスポーツ庁の新設など、スポーツ環境等の多様な変化・改革、さらには、平成 29 年度は、会津若松市第 7 次総合計画の策定を踏まえ、市民が「いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも」気軽にスポーツに親しみながら健康で豊かな生活を送ることができる社会の実

現を目指し、本市の実情に応じたスポーツ推進施策を体系的・計画的に推進するため、第二次会津若松市スポーツ振興基本計画の成果と課題を踏まえ、新たに「会津若松市スポーツ推進基本計画」を策定するものです。

※1 「健康スポーツ都市宣言」(平成6年制定)

私たち会津若松市民は、生涯にわたり健康づくりを進め、スポーツに親しみ、みんなが生き生きと暮らせる明るい豊かなまちをつくるために、ここに「健康スポーツ都市宣言」を宣言します。

- 1 自分にあった体力づくりに心がけ、たくましい心と体をつくりましょう。
- 1 私たち一人ひとりがスポーツを楽しみ、健康で明るい家庭をつくりましょう。
- 1 子どもからお年寄りまで健康の輪を広げ、明るい潤いのあるまちを築きましょう。

3 スポーツの定義

本計画におけるスポーツとは、個人や団体競技を通して、体力の維持や向上はもちろんのこと、子どもから大人まで参加できるレクリエーションや交流の機会となるものなどであり、心身両面での健康の保持や増進、さらには市民活動の活性化や交流人口の拡大に結びつくものであることから、競技スポーツはもちろんのこと、個人が自由に気軽に行えるウォーキングなども含め、幅広く捉えています。

5 計画の期間

本計画は、平成 29 年度を初年度とし、第 7 次総合計画と同期間の 10 年間とします。

ただし、計画の進捗状況、社会情勢、国・県や本市の政策の動向等により見直します。

6 第二次会津若松市スポーツ振興基本計画の総括

「計画期間：平成 20 年度から平成 28 年度」

■計画の到達目標の達成状況

《計画の到達目標》

- ①平成 28 年度までに市民（成人）の週 1 回以上のスポーツ実施率を 2 人に 1 人（50%）以上にします。
- ②小中学生の「体力・運動能力調査」において、すべての項目を全国平均とします。
- ③平成 28 年度までに 5 地区に総合型地域スポーツクラブ育成を目指します。

《計画の達成状況》

- ①平成 25 年 3 月に公表した第 2 次健康わかまつ 2 1 計画の結果によると、最近 1 年間のうち週 1 回以上運動する割合は 55% となり、市民の週 1 回以上の運動実施率は 2 人に 1 人であり、目標達成しました。
- ②「平成 27 年度体力・運動能力調査」によると、本市小中学校の児童・生徒については、ほとんどの種目で県平均を上回り、全国平均におい

ては柔軟性について改善傾向が見られるものの、中学女子においては、ほとんどの種目で全国平均を下回る傾向でありました。

- ③総合型地域スポーツクラブについては、第一次会津若松市スポーツ振興基本計画策定時からスポーツ振興くじ助成等の活用や設立に向けた事業を展開しましたが、2団体にとどまっています。今後は助成終了後の自立に向けた運営のあり方を検討する必要があります。

■施策の達成状況

(1)生涯スポーツの充実

①各種大会の開催

- ・各種市民大会等については、各種目主管団体と連携を図り、成年階層の参加率の向上に繋がる事業内容や周知方法を工夫するなど、魅力ある大会運営を目指すとともに、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの推進に向けて、ジョイスポーツデーの開催に努めるなど、市民の体力向上や健康増進が図られました。
- ・地域密着型スポーツなど、プロスポーツを身近に観戦する機会の創出に努め、市民のスポーツ意識の高揚が図られました。
- ・大会種目により、参加者が固定化している傾向にあることから、より多くの市民が気軽に参加できるよう、実行委員会や主催団体との連携を図りながら内容の充実に向けていく必要があります。

□ 主な主催事業

事業名	平成20年度	平成27年度
市民水泳大会	603人	643人
市民スキー大会	161人	210人
ジョイスポーツデー	1,899人	1,360人

②鶴ヶ城ハーフマラソン大会の開催

- ・平成25年度に、復興シンボルスポーツイベントとしてリニューアルしあいづ陸上競技場に会場を移し開催し、県内外から多くの参加者を得て、本市の魅力を発信することができました。
- ・ナンバーカードの事前送付やランニング講習会を開催、首都圏からの高速バス付き宿泊パックを新設するなど、運営内容の充実に努めたところ、年々参加者増となり、震災の風評払拭の一翼を担うとともに、市民の体力の保持向上や健康増進が図られました。
- ・本市最大のスポーツイベントとして、個人や各種団体等からボランティアスタッフとして運営に関わり、市民協働の大会として開催することで、支えるスポーツの実践が図られました。

□ 参加者数の推移

	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
鶴ヶ城ハーフマラソン大会 (鶴ヶ城健康マラソン大会)	3,047人	5,455人	5,572人	6,106人
県外 (%)		873 (16%)	848 (15%)	1,164 (19%)
市内 (%)		2,416 (44%)	2,697 (48%)	2,890 (47%)

※平成25年度よりハーフ部門創設

③総合型地域スポーツクラブ育成事業

- ・総合型地域スポーツクラブにおいては、会員の拡大を通じた自主財源の確保に向けた支援のため、共同でモデル事業を実施し、魅力あるプログラム作成に努めるとともに、2団体あるスポーツクラブ事業へのPR等の支援に努め、スポーツクラブの魅力の発信を図りました。
- ・県広域スポーツセンターと連携を図りながら、各地区体育連盟役員を対象とした総合型地域スポーツクラブの講習会等を開催するとともに、クラブマネージャー養成セミナーへの参加促進や先進スポーツクラブの視察等を実施し、設立に向けた機運を高めることができました。
- ・スポーツ振興くじ助成金が終了し、自主財源で運営が確保できるだけの会員や参加者の確保が厳しい状況にあり、自立し充実した事業が実施できるよう、地域を越えた会員の確保や活動の拠点となるスポーツ施設等を含めた運営のあり方と組織体制について、関係団体と連携して検討する必要があります。

(2)団体組織の充実と競技力の向上

- ・体育協会の組織充実を図り、加盟種目団体が中心となる県総合体育大会をはじめ、各種市民大会への参加者拡大に努め、体力の維持向上や健康の保持増進が図られるとともに、スポーツ少年団における各種大会、さらには団員交流会等を実施し、青少年の健全育成とスポーツ交流等が図られました。
- ・なぎなた競技の様に児童生徒から成人まで、一貫した指導体制により競技力向上が図られ、成果がみられる種目はあるものの、今後、指導者の確保と種目団体の活性化が求められています。

- ・ ふくしま駅伝では、陸上競技団体等の組織力の向上により、中高校生の競技力が向上し、2年連続の総合優勝に輝くなど、選手育成や競技力向上が着実に図られてきています。
- ▷ 市体育協会：指導者講習会の実施、スポーツ交流及び活性化事業の実施
- ▷ スポーツ少年団：日独同時交流の実施（平成24・28年度）
- ▷ ふくしま駅伝：第25回（平成25年度）・第27回（平成27年度）及び第28回（平成28年度）大会優勝

(3)スポーツ施設の充実

- ・ 既存施設の有効活用を図るため、平成22年度から指定管理者制度を開始し、指定管理者と連携を図りながら、より魅力的で安全な管理・運営体制が構築できました。また、市内小中学校体育施設は、地域住民にとって利便性の高い身近なスポーツ施設であり、管理指導員の配置のみならず、利用団体等の自主管理による施設を開放し、市民の体力の保持向上及び健康増進に寄与できました。
- ・ 施設の老朽化に伴う計画的な施設設備等の修繕等が必要です。また、県に対して県営武道館誘致の要望を行ってきたところですが、実現には様々な課題もあります。
- ▷ 平成25年4月：会津総合運動公園あいづ陸上競技場供用開始
- ▷ 平成26年3月：第六中学校夜間照明施設リニューアル
- ▷ 平成26年4月：会津総合運動公園テニスコート砂入り人工芝供用開始
- ▷ 平成27年3月：あいづ球場スコアボードの改修

□ 学校体育施設開放事業・コミュニティプール 利用者数

	平成 20 年度	平成 27 年度
学校体育施設開放事業	117,377 人	151,685 人
コミュニティプール (河東学園小を除く)	40,976 人	45,432 人

7 現状と課題

(1)本市の運動習慣等の実態

平成 20 年にスポーツ振興基本計画の改訂時に行ったアンケート調査においては、「週 1 回以上スポーツを行っている人」は 41.2%、平成 25 年 3 月に公表した第 2 次健康わかまつ 21 計画（以下「健康わかまつ 21（※ 2）」という。）の結果によると、最近 1 年間のうち、「何らかの運動をほとんど毎日行う」と答えた割合は、20.1%、「週 2～4 回程度」が 18.5%、「週 1 回程度」が 16.4%と、「週 1 回以上運動する割合」は 55%となり、市民の「週 1 回以上の運動」の実施率は 2 人に 1 人となり、健康に対する意識が年々高くなってきている傾向が見られます。

運動の内容としては「ウォーキング」が、市民意識調査においては、30.3%、健康わかまつ 21 においては、64.4%とそれぞれ最も多く、手軽な運動の習慣化がみられます。これは高齢者ほど実施率が高く、60・70 歳代が 65.2%、40・50 歳代が 51%となっています。

一方、「健康わかまつ 21」において、うち「20・30 歳代の週 1 回以上の運動」の実施率は 41.4%と成年層の運動率が低い状況であります。また、運動していない方の理由としては、「忙しくて時間がない」が 70.7%

と仕事等に追われてスポーツの機会が持てない実態にあります。これは、市民意識調査でも同様に、50歳代までの成年層の運動未実施率が65%と低い結果に現れています。

また、鶴ヶ城ハーフマラソン大会では年々参加者数が増加し、令和元年には、9,000人を超える参加者があり、魅力ある大会に育ってきました。

しかしながら、本市を取り巻くスポーツ環境は、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の拡大により各種大会が中止、縮小や延期をよぎなくされ、今後も変異株によって感染の再拡大が懸念されています。このような中でも、それぞれのライフスタイルや環境に応じてスポーツを親しむために、各種大会等において新しい生活様式を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等の整備が求められています。

※2 健康わかまつ21における「運動」

生活習慣病予防等に大きく関与するなどの理由から、その目的に位置づけられ、スポーツとは目的に多少の違いはあるものの、身体を動かす喜びや楽しさを知り、運動習慣を身に付けるなど、その目標は同じものです。

(2)子どもの体格、体力・運動能力の実態

本市における平成27年度体力・運動能力調査によると、小中学生男女のほとんどの種目で「県平均を上回っている」ものの、「全国平均を下回る」種目が多くみられています。特に、中学女子においては、ほとんどの種目で全国平均を下回る傾向にあります。

運動部活動の活躍が目立つ一方、体力・運動能力調査で平均を下回る結果から、よく運動する子どもとそうでない子どもの「二極化傾向」がみられることから、幼児期及び小学校期に適切な運動や遊びを通して子どもの

体力低下を防止するとともに、運動嫌いを少なくする取り組みが必要となります。

また、肥満率においては、「県平均を下回っている」ものの、全国と比べると高い数値を示しており、日常的に子どもが身体を動かし、睡眠や食生活など基本的な生活習慣づくりについて家庭との協力が必要であり、保護者をはじめとする大人に対して、子どもの体力や健康に対する意識を高める取り組みが求められています。

(3)運動部活動・スポーツ少年団の状況

平成 27 年度の本市における中学生の運動部加入率は、2 年生で男子 81.4%、女子 61.5%と全国平均（男子 77.6%、女子 57.0%）と比べると高い水準を維持していました。

ふくしま駅伝におきまして、2 年連続 3 度目の総合優勝に輝いた原動力の要因の一つとして、着実に中高校生の競技力の向上が図られております。

しかし、近年は生徒数の減少により部活動を存続できない学校が出てくるなど、生徒のニーズにあった運動部活動ができない状況や専門的な指導を行える教員がない場合もあることから、令和元年度より市立中学校部活動週末合同練習会を実施し、部活動指導員や市体育協会等の関係団体による指導が行われています。

また、スポーツ少年団の登録団員数も年々減少しています。これは、少子化の影響やスポーツ少年団以外のスポーツクラブの活動などが要因と考えられます。

このことから、子どもたちの発育発達状況に応じた適切な指導が行われるよう、安全・安心な環境づくりに努めるとともに、運動部活動やスポーツ少年団の活動を経て大人になった子どもたちが次世代の指導者となり、

会津若松市のスポーツを推進する原動力となれるよう、更なる指導者の養成と資質の向上が求められています。

(4)総合型地域スポーツクラブの状況

子どもから高齢者まで、性別や年齢、特定の種目に限定されることなく、レベルや興味に応じて（多志向・多世代・多種目）スポーツが楽しめる総合型地域スポーツクラブについては、現在本市のスポーツクラブ数は2団体が設立されている現状にあります。

総合型地域スポーツクラブは、地域の課題（小中学校・地域連携、健康増進、体力向上、子育て支援等）解決への貢献も視野に入れ、広く地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進することにより、「新しい公共」を担うコミュニティの核となり得ることから、活動・財政計画立案の中核をなすクラブマネージャーの育成をはじめ、自主財源や活動拠点となる施設の確保、新たなスポーツクラブの設立及び運営安定化まで一定の期間を要するため、県広域スポーツセンターの指導のもと、連携を図りながら継続して助言や指導などを行う必要があります。

また、自立に向けた運営を目指し、具体的な施策の中で充実・拡充に努める必要があります。

(5)スポーツ施設の活用状況

あいづ陸上競技場の新設など、中核的な公共スポーツ施設の整備によるスポーツ環境の充実を図るとともに、学校体育施設開放事業等による身近なスポーツ施設の有効活用を図り、地域の中でスポーツに親しむ環境の整備に努めたところ、市民スポーツ施設を年間約80万人、学校体育施設開放事業で年間約16万人が利用している実態にあり、事業の継続が求められています。

また、冬期間も利用できるコミュニティプールの有効活用に努め、年間約5万人の方に利用いただいております、年間を通じた体力の維持向上と健康増進が図られています。

一方、施設の老朽化が進み、市民意識調査においては、スポーツ施設の施設・設備に約50%の方が不満に思っており、安全で安心なスポーツ環境が求められている中で、施設の計画的な修繕や改修などに取り組む必要があります。また、武道の郷として、子どもから大人まで武道に親しむ風土があることから、こうした武道の振興のための施設の整備についても検討が求められています。

第2章 計画の基本理念と基本施策

1 計画の基本理念

○ いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも、スポーツを楽しむことができるまち

生涯スポーツ社会は、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民のだれもが、それぞれの興味や目的、体力等に応じて、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる社会です。自らの意思で、スポーツ・レクリエーションを通して、健康づくりや地域コミュニティの活性化を推進し、豊かなスポーツライフを送ることができるよう、行政、スポーツ団体、市民との協働により、その実現を目指します。

2 計画の基本施策

本計画の基本理念に基づいたスポーツ振興を推進するために、2つの基本施策を定めます。

I スポーツ機会の充実

「するスポーツ」「観るスポーツ」「支えるスポーツ」といった「市民総スポーツ」を推奨し、子どもから高齢者までの誰もがスポーツに親しめる機会の充実を目指します。

II スポーツ環境の充実

市民が、安全に安心して、生涯にわたり、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツに親しみ、健康・体力づくりのできる環境の整備を目指します。

【目標値】

- 成人の週1回以上スポーツする人の割合を、3人中2人になることを目指します。

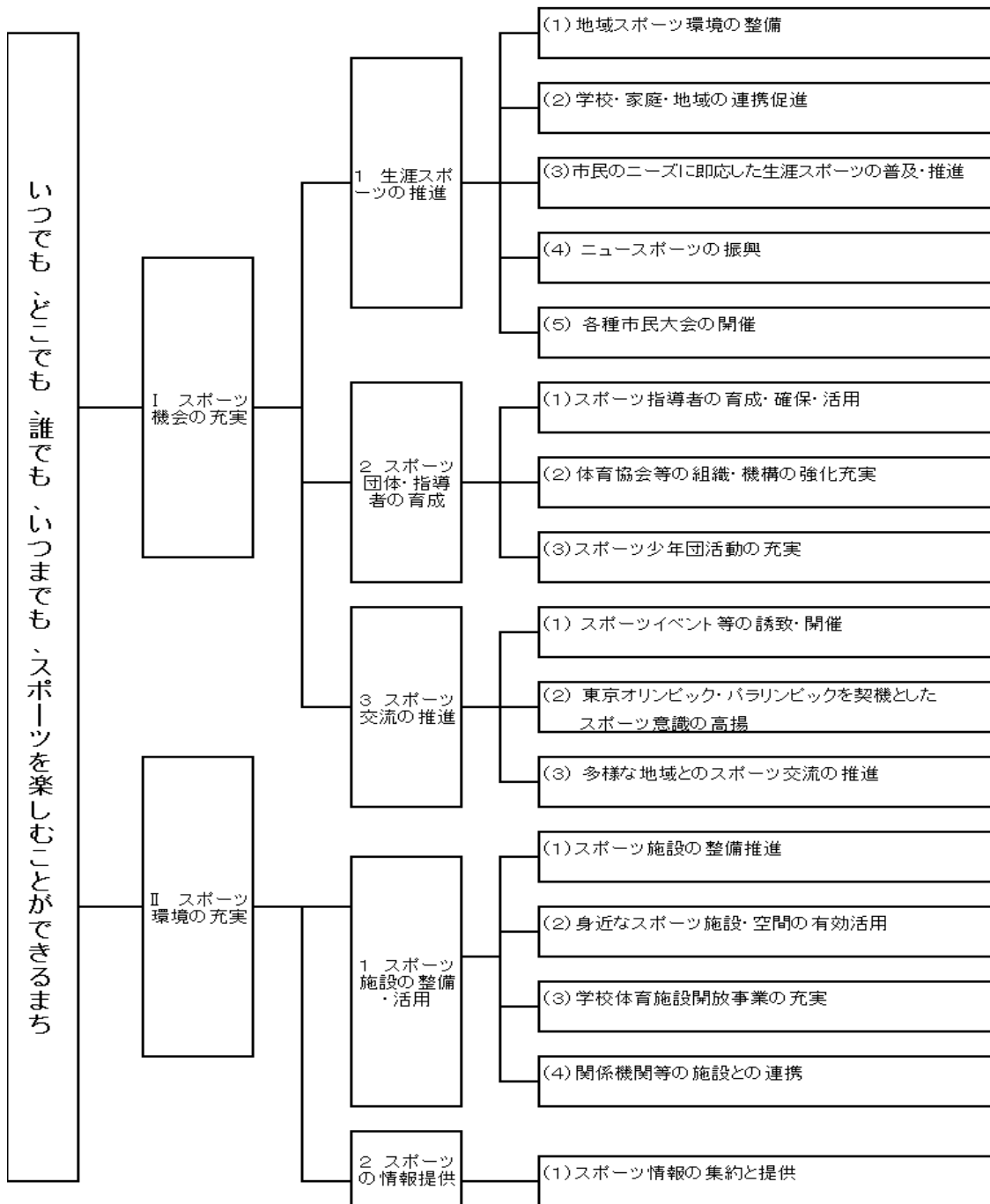
※「スポーツをする人」とは、「週1回以上およそ1回あたり30分以上、年間を通して継続している者」とします。

※国の「スポーツ基本計画」の政策目標（一部抜粋）として、「できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人となることを目標とする。」としています。

第3章 計画に基づく推進施策

【施策体系】

(基本理念) (基本施策 2) (主な取組み 5) (具体的な施策 16)



I スポーツ機会の充実

1 生涯スポーツの推進

(1)地域スポーツ環境の整備

だれもが気軽にスポーツに楽しめるよう、地域住民が主体となって運営する「総合型地域スポーツクラブ」の育成に向けた意識啓発、創設等への支援に努めます。また、クラブマネージャー等の指導者育成への支援に努めます。

- ① 総合型地域スポーツクラブの育成と設立支援
- ② 総合型地域スポーツクラブの自立に向けた助言・指導
- ③ クラブマネージャー等、指導者の育成
- ④ 市立中学校部活動週末合同練習会との連携

(2)学校・家庭・地域の連携促進

学校体育においては、福島県が作成した「《改定》運動身体づくりプログラム」を授業に取り入れ、子どもの体力向上推進に努めるとともに、家庭、学校と地域の連携により、子どもをひきつけるスポーツ環境の充実を図ります。特に、各校で作成する「体力向上推進計画」の確実な実践により、体力の維持向上に努めます。

また、幼児期から遊びを通し心と身体を育むための環境づくりや、運動をしない子どもが運動をするきっかけとなるようなプログラムづくりに努めます。

- ① 学校体育とスポーツ団体との連携
- ② 児童生徒の体力向上と健康増進
- ③ 学校体育施設・設備の効果的な活用
- ④ 幼児期に運動に親しむ環境づくり

(3)市民のニーズに即応した生涯スポーツの普及・推進

市民がいつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツを行い、健康で豊かな生活を送ることができるよう、多様化する市民のニーズに合った生涯スポーツ活動の推進に努めます。

- ① ライフステージに応じたスポーツ教室等の提供
- ② 気軽に参加できるスポーツ教室の機会の創出
- ③ 障がいのある人がスポーツに親しめる環境と参加支援体制づくりの推進
- ④ 健康増進、介護予防など、関連事業との連携

(4)ニュースポーツの振興

高度の技術がなくても、だれもが気軽に、継続的に楽しめるニュースポーツは、生涯スポーツの実践にふさわしいスポーツです。学校や地域に向いて指導する出前教室の開催や用具の整備と貸出、指導者の育成を行い、スポーツに取り組むきっかけづくりとなるようその普及に努め、市民総スポーツを目指します。

- ① ニュースポーツ出前教室の充実
- ② ニュースポーツ指導者（スポーツ推進委員等）の育成及び資質の向上
- ③ ニュースポーツ用具の整備充実と貸出促進

(5)各種市民大会の開催

初めての人も、一人でも、家族でも、だれもが気軽に参加できる魅力的なスポーツイベントが求められています。同時に新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した対応を整備しなければなりません。また、企業との連

携を図りながら既存イベントの見直しや市民参加型スポーツイベントの拡充に努めます。

- ① 鶴ヶ城ハーフマラソン大会の充実と参加推進
- ② 各種市民大会の充実と参加の推進
- ③ 感動を満たすスポーツイベントの開催と誘致

2 スポーツ団体・指導者の育成

(1) スポーツ指導者の育成・確保・活用

生涯スポーツ社会を推進していくためには、指導者の育成と活用が不可欠です。市民のスポーツ活動が多様化・高度化する中で、スポーツ指導者に対するニーズが質・量ともに増えており、地域や学校のクラブ活動・運動部活動、幼児教育、スポーツ教室、総合型地域スポーツクラブ等で活躍する指導者が求められています。体育協会やスポーツ推進委員等と連携を図り、地域や学校などで活躍できるスポーツ指導者の発掘と育成の推進に努めます。

- ① スポーツ指導者の育成と確保
- ② 学校や地域における指導機会の提供
- ③ 高齢者・障がい者スポーツ指導者の養成

(2) 体育協会等の組織・機構の強化充実

市民のスポーツ活動の充実を目指し、体育協会、地区体育連盟、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員会等の社会体育団体の組織充実に努めます。また、競技力向上を図るため、体育協会や関係競技団体等と連携しながら、指導者の育成や組織の充実に努めます。

- ① 体育協会組織の強化・充実と競技スポーツの振興
- ② スポーツ推進委員の研修の充実と活用

- ③ 地区体育連盟・総合型地域スポーツクラブの充実とコミュニティスポーツの振興

(3)スポーツ少年団活動の充実

スポーツを通して青少年の健全育成を実践するスポーツ少年団活動については、各単位団及び市本部の組織の充実を図るとともに、家庭・学校・地域との連携によりその育成と支援の推進に努めます。

- ① スポーツ少年団の運営を支える指導者や育成母集団への支援
- ② 各単位団及び市本部の組織の充実
- ③ 家庭、地域、学校との連携によるスポーツ少年団の育成と支援及び様々な活動機会の提供

3 スポーツ交流の推進

(1)スポーツイベント等の誘致・開催

スポーツやレクリエーション活動に参加する機会がさらに増えるよう、スポーツ大会や教室・イベントなどを開催します。スポーツイベントを観戦する「観る」ことによりスポーツへの興味が高まり、夢や感動を覚えることで、スポーツ活動へ参加する機会の拡大が期待できることから、スポーツイベント等の誘致に努めます。

また、ボランティアとして「支える」スポーツにより、生きがいづくりや人と人との交流の輪の拡大を目指します。

- ① スポーツイベント等の開催
- ② 地域密着型プロスポーツ等を含む観戦機会の拡充
- ③ スポーツボランティアの募集・養成

(2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ意識の高揚

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、タイ王国を相手国とする国のホストタウン登録を契機に、交流計画に基づき、スポーツへの興味や関心の高まりや、多くの外国の選手や観戦を含む観光客等の増加など、交流人口の拡大等も見込まれることから、競技大会の終了後も見据え、国際交流を通じたスポーツの推進を目指します。

- ① 事前合宿の誘致
- ② 東京オリンピック・パラリンピック関連事業（※3）の推進

※3 「会津若松市 2020 東京オリンピック・パラリンピック関連事業等基本方針」

- 1 事前キャンプの誘致とスポーツ振興による地域の活力づくり
- 2 交通の確保とバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- 3 魅力ある観光地づくりとおもてなしの向上
- 4 大会のサポート

今後は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックで高まったスポーツへの興味・関心を次世代へつなげるため、アスリート育成も目標に、関係団体との連携を深めていきます。

(3) 多様な地域とのスポーツ交流の推進

スポーツの交流は、交流人口の拡大につながり、地域の活性化を促進させるとともに、競技力の向上や観戦機会等の拡充などにつながることから、本市のゆかりの地等とのスポーツを通じた交流の一層の促進に努め、加えて、広域的なスポーツ交流を支援します。

- ① ゆかりの地等とのスポーツ交流の推進
- ② スポーツを通じた広域的な交流の推進

Ⅱ スポーツ環境の充実

1 スポーツ施設の整備・活用

(1) スポーツ施設の整備推進

市民のスポーツ環境の整備充実を図るため、会津総合運動公園及び鶴ヶ城公園内のスポーツ施設、市民ふれあいスポーツ広場や河東総合体育館など、既存のスポーツ施設が安全で快適に利用できるよう、耐震補強等や補修等を図り、機能充実した安全な施設に向けて、維持管理の徹底に努めます。

- ① 老朽化したスポーツ施設の計画的な維持補修等の推進
- ② 既存スポーツ施設の機能充実とスポーツ施設の維持管理の徹底
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進
- ④ 指定管理者制度による効率的な管理運営体制の充実

(2) 身近なスポーツ施設・空間の有効活用

公共スポーツ施設をはじめ地域の広場や公園、公民館、地区コミュニティセンターなどについて、スポーツ・レクリエーション活動が可能な身近な施設として有効活用を目指します。

- ① スポーツ施設を含めた公共施設の有効活用
- ② 通年利用できるコミュニティプールの有効活用
- ③ 公園や広場など、子どもが体を動かしたくなる場の充実

(3) 学校体育施設開放事業の充実

社会体育振興の一環として、市内小中学校の体育施設である体育館・校庭を学校教育活動に支障がない範囲で、身近なスポーツ施設として活用し、地域スポーツの普及を図ります。

- ①学校体育施設の整備充実
- ②地域における学校体育施設の利用促進

(4)関係機関等の施設との連携

地域に根ざしたスポーツ等の振興やスポーツ・レクリエーション活動の場として、県や関係機関等の施設との連携を図ります。また、武道の継承など、地域に根ざしたスポーツの振興を図るため、市の施設のみならず、県や関係機関等の施設との連携に努めます。

- ①サイクリングロードの利用促進と整備推進
- ②会津レクリエーション公園の利用促進
- ③県等関係機関等の施設との連携
- ④民間スポーツ施設との連携と活用

2 スポーツの情報提供

(1)スポーツ情報の集約と提供

児童から高齢者まで市民のだれもが、降雪のある冬期間を含め四季を通して、ライフステージに応じたスポーツを選択し、スポーツ活動が維持できるように、多種多様なスポーツ情報の集約、発信に努めていきます。

- ①指導者、施設、団体等の人材及び情報の収集と提供
- ②各種スポーツ大会やイベント、スポーツ教室等の情報発信と・提供の場の充実
- ③スポーツ施設等の情報のネットワークの充実

第4章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

本計画の推進には、行政、スポーツ団体、市民との協働による一体となった取り組みが求められています。

また、スポーツを行う目的として、体力の維持向上のほか、「健康の保持増進」や「気分転換」、「友人とのふれあい」などが挙げられており、本計画の実現には、健康福祉や学校教育、地域振興など他の領域の施策との連携が必要です。

そのため、行政内部の連携を強化し、横断的な情報交換や事業実施の相互協力を行い全庁的な取り組みにより、『暮らしの中でスポーツが生活の一部として取り入れられ、「いつでも」「どこでも」「誰でも」「いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しめるまちの実現』を目指し、計画的に推進していきます。

また、スポーツ団体など、市民との協働により計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画の推進状況及び施策の的確な進行管理が必要です。

そのため、施策や具体的な事務事業については、会津若松市スポーツ推進審議会でも専門的観点から意見をいただきながら情報収集に努めます。また、毎年実施する「行政評価」や本計画実行プランの進捗状況を把握するとともに、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」を実施し、有識者からの知見を踏まえ、継続的かつ、効果的に計画の進行管理を行っていきます。